

令和 6 年度秦野市健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく秦野市健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.68)	— (16.68)	1.5 (25)	7.2 (350)

備考

- 表中において、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。
- 各比率の（ ）内は、早期健全化基準です。

2 資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20)
公共下水道事業会計	— (20)

備考

- 表中において、資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と表示しています。
- 資金不足比率の（ ）内は、経営健全化基準です。

令和 7 年 9 月 3 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

健全化判断比率等について

地方公共団体は、財政の早期健全化や再生を促すことを狙いとする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、4つの健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）と公営企業における資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けた後、その意見を付けて議会に報告、そして市民に公表することとされています。

なお、健全化判断比率等には、財政を早期に健全化すべき基準や、再生すべき基準が設けられており、健全化判断比率等のうち、一つでも基準以上のものがあつた団体には、財政健全化・財政再生計画や経営健全化計画の策定と国への報告が義務付けられています。

1 健全化判断比率等の算定の対象範囲

健全化判断比率等の算定の対象となる本市の会計と団体の範囲は、次のとおりです。

法律上の会計区分	本市の会計区分	健全化判断比率				資金不足比率
一般会計等	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
一般会計等以外の特別会計（公営企業に係る会計を除く。）	国民健康保険事業特別会計					
	介護保険事業特別会計					
	後期高齢者医療事業特別会計					
公営企業に係る会計	水道事業会計					
	公共下水道事業会計					
一部事務組合・広域連合	秦野市伊勢原市環境衛生組合					公営企業会計ごとに算定
	金目川水害予防組合					
	神奈川県後期高齢者医療広域連合					
地方公社・第三セクター等	秦野市土地開発公社					
	秦野市スポーツ協会					

2 健全化判断比率等の算定方法

(1) 実質赤字比率

ア 内容

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

イ 算定式

$$\text{実質赤字比率（％）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 令和6年度標準財政規模：32,948,768千円

(2) 連結実質赤字比率

ア 内容

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

イ 算定式

$$\text{連結実質赤字比率（％）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

ア 内容

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

イ 算定式

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} & \quad \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ \text{(3か年平均)(％)} & = \end{aligned}$$

○ 準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 一般会計等から組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

ア 内容

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

イ 算定式

将来負担比率(%) =	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
-------------	--

○ 将来負担額の内容

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ④ 組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

○ 将来負担額から控除されるもの

- ⑨ 充当可能基金額（①～⑥に充てることのできる基金）
- ⑩ 特定財源見込額
- ⑪ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(5) 資金不足比率

ア 内容

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

イ 算定式

資金不足比率(%) =	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
-------------	--------------------------------------

○ 資金の不足額の算定

（法適用企業）（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

（法非適用企業）（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○ 事業の規模の算定

(法適用企業) 営業収益－受託工事収益の額

(法非適用企業) 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

3 早期健全化・財政再生・経営健全化の基準

健全化判断比率には早期健全化と財政再生の基準が、また、資金不足比率には経営健全化基準が設けられています。

これらの比率のうち、数値が一つでも基準値以上となった場合には、財政健全化計画・財政再生計画や経営健全化計画を策定し、早急に改善に取り組まなければなりません。

本市における令和6年度決算に基づく早期健全化・財政再生・経営健全化基準は、次のとおりです。

早期健全化・財政再生・経営健全化の基準(令和6年度決算の場合)

(単位：％)

区 分	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	11.68 (※1)	20
(2) 連結実質赤字比率	16.68 (※2)	30
(3) 実質公債費比率	25	35
(4) 将来負担比率	350	なし (※3)
(5) 資金不足比率	20 (※4)	なし

備考

※1 11.25％～15％の範囲で、毎年度の標準財政規模に応じて設定されます。

※2 16.25％～20％の範囲で、毎年度の標準財政規模に応じて設定されます。

※3 将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。

※4 経営健全化基準といいます。

4 令和6年度決算に基づく秦野市健全化判断比率等の算定結果

(1) 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.68)	— (16.68)	1.5 (25)	7.2 (350)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。
- 2 各比率の（ ）内は、早期健全化基準です。

ア 実質赤字比率

本市の一般会計決算は、実質収支が2,926,080千円の黒字のため、実質赤字比率は、マイナス8.88パーセント（実質赤字比率がマイナスとなるため「—」と表示）となっています。

イ 連結実質赤字比率

本市の一般会計、特別会計（国保・介護・後期高齢者医療）及び公営企業会計（水道・公共下水道）の連結決算額は6,039,009千円の黒字のため、連結実質赤字比率は、マイナス18.32パーセント（連結実質赤字比率がマイナスとなるため「—」と表示）となっています。

ウ 実質公債費比率（3か年平均）

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

基準としては、早期健全化基準（25パーセント）及び財政再生基準（35パーセント）が設けられています。

本市の令和4年度から令和6年度までの3か年の平均値は、1.5パーセントとなっています。

エ 将来負担比率

将来負担比率は、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

基準としては、早期健全化基準（350パーセント）のみが設けられています。

本市の将来負担比率は、7.2パーセントとなっています。

(2) 資金不足比率

(単位：％)

公営企業会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	－ (2 0)
公共下水道事業会計	－ (2 0)

備考

- 1 いずれの会計も資金不足額がないため、資金不足比率は「－」と表示しています。
- 2 資金不足比率の () 内は、経営健全化基準です。

ア 水道事業会計

水道事業会計決算は、資金剰余額が1, 832, 118千円のため、資金不足比率は、マイナス81.0パーセント（資金不足比率がマイナスとなるため「－」と表示）となっています。

イ 公共下水道事業会計

公共下水道事業会計決算は、資金剰余額が582,472千円のため、資金不足比率は、マイナス22.0パーセント（資金不足比率がマイナスとなるため「－」と表示）となっています。

5 健全化判断比率等の対前年度比較

区 分		令和 6 年度 A	令和 5 年度 B	比較増減 A－B
実 質 赤 字 比 率		－	－	－
連結実質赤字比率		－	－	－
実 質 公 債 費 比 率		1. 5 %	1. 6 %	△0.1ポイント
将 来 負 担 比 率		7. 2 %	8. 4 %	△1.2ポイント
資金不足比率	水 道	－	－	－
	下水道	－	－	－

(1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、いずれの年度も黒字（資金剰余）が生じているため、これらの比率は算定されていません。

(2) 実質公債費比率

実質公債費比率は、前年度に比べて0. 1ポイントの減となりました。

この比率は3か年平均で算出することから、令和3年度と令和6年度の単年度ごとの分母と分子の状況を比較すると、分母では、基準財政需要額の増加に合わせて普通交付税額が増加した一方、分子では、公債費が減少したことなどによるものです。

(3) 将来負担比率

将来負担比率は、前年度に比べて1. 2ポイントの減となりました。

これは、分母では、基準財政需要額の増加に合わせて普通交付税額が増加した一方で、分子では、一般会計で借り入れた地方債の償還が進んだほか、公共下水道事業で借り入れた地方債の償還が進み公営企業債等繰入見込額が減少し、秦野市伊勢原市環境衛生組合で借り入れたクリーンセンター建設事業債の償還が進んだことにより、組合への負担等見込額が減少したことなどによるものです。

令和 6 年 度
(2 0 2 4 年 度)

秦野市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

秦野市監査委員



F No. 0 ・ 8 ・ 3 （A）

令和 7 年 8 月 2 5 日

秦 野 市 長 様

秦野市監査委員 宮 村 慶 和

秦野市監査委員 田 中 紀 光

秦野市監査委員 今 井 実

令和 6 年度秦野市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書に
ついて（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項
の規定により審査に付された令和 6 年度秦野市健全化判断比率並びに水道事業
会計及び公共下水道事業会計の資金不足比率を審査したので、別添のとおり意見
書を提出します。

目 次

第 1	審査の種類	1
第 2	審査の対象	1
第 3	審査の期間	1
第 4	審査の方法	1
第 5	審査の結果	2
第 6	健全化判断比率の状況	3
1	総括	3
2	実質赤字比率	3
3	連結実質赤字比率	4
4	実質公債費比率	5
5	将来負担比率	7
第 7	資金不足比率の状況	9
1	総括	9
2	水道事業会計（地方公営企業法適用企業）の算定結果	10
3	公共下水道事業会計（地方公営企業法適用企業）の算定結果	11
第 8	審査の所見	12
1	健全化判断比率について	12
2	資金不足比率について	12

令和 6 年度秦野市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定による審査

第 2 審査の対象

- (1) 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の期間

- (1) 健全化判断比率
令和 7 年 6 月 2 4 日から同年 8 月 1 9 日まで
- (2) 資金不足比率
令和 7 年 5 月 2 6 日から同年 8 月 1 9 日まで

第 4 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、指標の算定に誤りがないか、書類が適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係部課からの説明を受け、審査を実施しました。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の算定の対象となる本市の会計と団体の範囲は、次の図のとおりです。

法律上の 会計区分	本市の会計区分	健全化判断比率				資金不足比率
一般会計等	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
一般会計等以外の特別会計 (公営企業に係る会計を除く。)	国民健康保険事業特別会計					
	介護保険事業特別会計					
	後期高齢者医療事業特別会計					
公営企業に係る会計	水道事業会計					各会計別に算定
	公共下水道事業会計					
一部事務組合・広域連合	秦野市伊勢原市環境衛生組合					
	金目川水害予防組合					
	神奈川県後期高齢者医療広域連合					
地方公社・第三セクター等	秦野市土地開発公社					
	秦野市スポーツ協会					

第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した各書類は、指標の算定に誤りがなく、かつ適正に作成されているものと認められました。

第6 健全化判断比率の状況

1 総括

(単位：％)

区 分	6 年度	5 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－	－	11.68	20
連結実質赤字比率	－	－	16.68	30
実 質 公 債 費 比 率	1.5	1.6	25	35
将 来 負 担 比 率	7.2	8.4	350	－

注1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「－」と表示しています。

2 早期健全化基準の実質赤字比率は11.25％～15％の範囲で、連結実質赤字比率は16.25％～20％の範囲で、毎年度の標準財政規模に応じて設定されています。

3 将来負担比率の財政再生基準は設定されていません。

健全化判断比率には、財政を早期に健全化すべき基準と再生すべき基準の2段階の基準が設けられています。健全化判断比率の各比率のうち、その数値が一つでも基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、早急に財政の健全化を図らなければなりません。

本市の健全化判断比率は、いずれも基準未満となっています。

2 実質赤字比率

(1) 算定方法

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、次の式により算定します。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}^1}$$

用語の定義 1 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額

なお、標準財政規模は、健全化判断比率を計算するうえで、その算式の分母となる重要な数値となっています。

本市の標準財政規模の状況は、次表のとおりとなっています。当年度は、

329 億 4,876 万 8 千円となり、前年度より 8 億 9,190 万 6 千円（2.8 パーセント）の増となっています。

（単位：千円、％）

区 分	6 年度 (A)	5 年度 (B)	比較増減 (C=A-B)	対前年度 伸率 (C/B)
標 準 財 政 規 模 ①～③の計	32,948,768	32,056,862	891,906	2.8
① 標 準 税 収 入 額 等	26,421,139	26,022,469	398,670	1.5
② 普 通 交 付 税 額	6,355,374	5,664,426	690,948	12.2
③ 臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額	172,255	369,967	△ 197,712	△ 53.4

(2) 算定結果

（単位：千円、％、ポイント）

区 分	6 年度 (A)	5 年度 (B)	比較増減 (C=A-B)	対前年度 伸率 (C/B)
一般会計の実質収支額 (a)	2,926,080	2,526,489	399,591	15.8
標 準 財 政 規 模 (b)	32,948,768	32,056,862	891,906	2.8
実質赤字比率の計算値 (a/b×100)	△ 8.88	△ 7.88	△ 1.00	
実 質 赤 字 比 率	－	－	－	

注1 実質赤字比率の計算値は、実質収支が黒字である場合は、△(負の値)で表示されます。

2 実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「－」と表示しています。

当年度の実質収支額は、29 億 2,608 万円の黒字となり、前年度より 3 億 9,959 万 1 千円（15.8 パーセント）の増となっています。

前年度に引き続き、実質赤字額は発生していないため該当の数値はありませんが、参考として実質赤字比率を計算すると、マイナス 8.88 パーセントとなり、前年度より 1.00 ポイント下降しています。

3 連結実質赤字比率

(1) 算定方法

連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計すべての赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、次の式により算定します。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(2) 算定結果

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	6 年度 (A)	5 年度 (B)	比較増減 (C=A-B)	対前年度 伸率 (C/B)
全 会 計 の 連 結 実 質 収 支 額 (a) (b)～(d)の計	6,039,009	5,777,563	261,446	4.5
一 般 会 計 の 実 質 収 支 額 (b)	2,926,080	2,526,489	399,591	15.8
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計 の 実 質 収 支 額 ①～③の計 (c)	698,339	419,751	278,588	66.4
① 国民健康保険事業特別会計	76,205	52,516	23,689	45.1
② 介護保険事業特別会計	391,154	200,130	191,024	95.4
③ 後期高齢者医療事業特別会計	230,980	167,105	63,875	38.2
公営企業会計の資金剰余額 (d) ④、⑤の計	2,414,590	2,831,323	△ 416,733	△ 14.7
④ 水 道 事 業 会 計	1,832,118	2,092,682	△ 260,564	△ 12.5
⑤ 公共下水道事業会計	582,472	738,641	△ 156,169	△ 21.1
標 準 財 政 規 模 (e)	32,948,768	32,056,862	891,906	2.8
連結実質赤字比率の計算値 (a/e×100)	△ 18.32	△ 18.02	△ 0.30	
連 結 実 質 赤 字 比 率	－	－	－	

注1 連結実質赤字比率の計算値は、連結実質収支が黒字である場合は、△(負の値)で表示されます。

2 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、「－」と表示しています。

当年度の連結実質収支額は、60億3,900万9千円の黒字となり、前年度より2億6,144万6千円(4.5パーセント)の増となっています。

前年度に引き続き、連結実質赤字額は発生していないため該当の数値はありませんが、参考として連結実質赤字比率を計算すると、マイナス18.32パーセントとなり、前年度より0.30ポイント下降しています。

4 実質公債費比率

(1) 算定方法

実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等が負担する借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を

示すもので、次の式により算定します。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}^1) - (\text{特定財源}^2 + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}^3)}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 用語の定義
- 1 次の①から⑤までの合計額
 - ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)
 - ② 公営企業債の償還の財源に充てたと認められる一般会計等からの繰出金
 - ③ 一部事務組合等の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金
 - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ⑤ 一時借入金の利子
 - 2 元利償還金・準元利償還金の財源に充てられた特定の歳入の額
 - 3 地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

(2) 算定結果

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	6 年度 (A)	5 年度 (B)	4 年度	比較増減 (C=A-B)	対前年度 伸率 (C/B)
地 方 債 の 元 利 償 還 金 (a)	3,340,590	3,428,011	3,451,249	△ 87,421	△ 2.6
準 元 利 償 還 金 (b)	1,894,072	1,906,594	1,978,554	△ 12,522	△ 0.7
① ～ ⑤ の計					
① 満期一括償還地方債の1年 当たりの元金償還金に相当 するもの(年度割相当額)	0	0	0	0	-
② 公営企業債の償還の財源に 充てたと認められる一般会 計等からの繰出金	1,262,719	1,272,536	1,343,404	△ 9,817	△ 0.8
③ 一部事務組合等の起こした 地方債に充てたと認められ る補助金又は負担金	424,529	424,147	423,489	382	0.1
④ 債務負担行為に基づく支出 のうち公債費に準ずるもの	206,824	209,911	211,661	△ 3,087	△ 1.5
⑤ 一 時 借 入 金 の 利 子	0	0	0	0	-
特 定 財 源 (c)	1,340,136	1,356,385	1,388,243	△ 16,249	△ 1.2
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額 (d)	3,455,715	3,554,179	3,591,535	△ 98,464	△ 2.8
標 準 財 政 規 模 (e)	32,948,768	32,056,862	31,354,401	891,906	2.8
実質公債費比率(単年度) ((a+b)-(c+d))/(e-d)×100	1.48785	1.48772	1.62096	0.00013	
実 質 公 債 費 比 率 (3か年平均)	1.5	1.6	1.6	△ 0.1	

当年度の比率（３か年平均）は、前年度より 0.1 ポイント下降の 1.5 パーセントとなり、早期健全化基準の 25 パーセントを下回っています。

5 将来負担比率

(1) 算定方法

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、次の式により算定します。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}^1 - (\text{充当可能基金額}^2 + \text{特定財源見込額}^3 + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}^4)}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

用語の定義

- 1 次の①から⑧までの合計額
 - ① 一般会計等の当年度末における地方債現在高
 - ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ④ 組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
 - ⑦ 連結実質赤字額
 - ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額
- 2 将来負担額に充てることができる基金の当年度末における現在高
- 3 将来負担額に充てることができる特定の歳入の見込額
- 4 今後、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金の額

(2) 算定結果

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	6 年度 (A)	5 年度 (B)	比較増減 (C=A-B)	対前年度 伸率 (C/B)
将 来 負 担 額 (a)	55,344,601	58,238,594	△ 2,893,993	△ 5.0
① ～ ⑧ の計				
① 一般会計等の当年度末における 地方債現在高	30,960,713	31,770,545	△ 809,832	△ 2.5
② 債務負担行為に基づく支出予定 額（地方財政法第5条各号の経 費等に係るもの）	2,625,829	2,828,594	△ 202,765	△ 7.2
③ 一般会計等以外の会計の地方債 の元金償還に充てる一般会計等 からの繰入見込額	12,781,068	14,268,861	△ 1,487,793	△ 10.4
④ 組合等の地方債の元金償還に充 てる一般会計等からの負担等見 込額	1,418,834	1,832,883	△ 414,049	△ 22.6
⑤ 退職手当支給予定額（全職員に 対する期末要支給額）のうち、 一般会計等の負担見込額	6,651,770	6,601,362	50,408	0.8
⑥ 設立法人の負債等に係る一般会 計等の負担見込額	906,387	936,349	△ 29,962	△ 3.2
⑦ 連 結 実 質 赤 字 額	0	0	0	-
⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額 のうち、一般会計等の負担見込 額	0	0	0	-
充 当 可 能 基 金 額 (b)	6,570,910	6,351,188	219,722	3.5
特 定 財 源 見 込 額 (c)	12,640,540	13,278,335	△ 637,795	△ 4.8
地 方 債 現 在 高 等 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額 (d)	33,980,320	36,212,698	△ 2,232,378	△ 6.2
標 準 財 政 規 模 (e)	32,948,768	32,056,862	891,906	2.8
元利償還金・準元利償還金に係 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額 (f)	3,455,715	3,554,179	△ 98,464	△ 2.8
将 来 負 担 比 率 (a-(b+c+d))/(e-f)×100	7.2	8.4	△ 1.2	

当年度の比率は、前年度より 1.2 ポイント下降の 7.2 パーセントとなり、
早期健全化基準の 350 パーセントを下回っています。

第7 資金不足比率の状況

1 総括

(1) 算定方法

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

地方公営企業法適用企業の資金不足比率は、次の式により算定します。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額} \left((\text{流動負債}^1 + \text{算入地方債}^2 - \text{流動資産}^3) - \text{解消可能資金不足額}^4 \right)}{\text{事業規模} \left(\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \right)}$$

- 用語の定義
- 1 流動負債の額から控除すべき額を控除した額
 - 2 建設改良費及び準建設改良費（地方債に関する省令第12条に規定する経費）以外の経費に充てるために起こした地方債の当年度末現在高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの当年度末現在高を控除した額
 - 3 流動資産の額から翌年度に繰り越した事業に充てる特定の収入などの控除すべき額を控除した額
 - 4 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

(2) 算定結果

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率		
	6年度	5年度	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	20
公共下水道事業会計	－	－	20

注 資金不足比率は、資金不足額がないため、「－」と表示しています。

資金不足比率には、公営企業の経営を健全化すべき基準が設けられており、公営企業会計ごとに経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、早急に経営の健全化を図らなければなりません。

本市の公営企業においては、水道事業会計及び公共下水道事業会計ともに資金不足額が発生していないため、該当の数値はありません。

なお、本市の公営企業に係る各会計の資金不足比率の算定結果は、次のとおりです。

2 水道事業会計（地方公営企業法適用企業）の算定結果

（単位：千円、%、ポイント）

区 分	6 年度 (A)	5 年度 (B)	比較増減 (C=A-B)	対前年度 伸率 (C/B)
資 金 剰 余 額	1, 832, 118	2, 092, 682	△ 260, 564	△ 12. 5
資 金 不 足 額 (a) (①+②-③)-④	△ 1, 832, 118	△ 2, 092, 682	260, 564	12. 5
① 流 動 負 債	329, 787	270, 533	59, 254	21. 9
② 算 入 地 方 債	0	0	0	-
③ 流 動 資 産	2, 161, 905	2, 363, 215	△ 201, 310	△ 8. 5
④ 解 消 可 能 資 金 不 足 額	0	0	0	-
事 業 規 模 (b)	2, 260, 034	2, 168, 945	91, 089	4. 2
資 金 不 足 比 率 の 計 算 値 (a/b×100)	△ 81. 0	△ 96. 4	15. 4	
資 金 不 足 比 率	-	-	-	

注 1 資金不足額が△（負の値）の場合は、資金剰余額を表します。

2 資金不足比率の計算値は、資金不足が生じていない場合は、△（負の値）で表示されます。

3 資金不足比率は、資金不足額がないため、「-」と表示しています。

当年度の資金剰余額は 18 億 3,211 万 8 千円となり、前年度より 2 億 6,056 万 4 千円（12.5 パーセント）の減となっています。

前年度に引き続き、資金不足額は発生していないため該当の数値はありませんが、参考として資金不足比率を計算すると、マイナス 81.0 パーセントとなり、前年度より 15.4 ポイント上昇しています。

3 公共下水道事業会計（地方公営企業法適用企業）の算定結果

（単位：千円、%、ポイント）

区 分	6 年度(A)	5 年度(B)	比較増減 (C=A-B)	対前年度 伸率(C/B)
資 金 剰 余 額	582,472	738,641	△ 156,169	△ 21.1
資 金 不 足 額 (a) (①+②-③)-④	△ 582,472	△ 738,641	156,169	21.1
① 流 動 負 債	428,430	667,213	△ 238,783	△ 35.8
② 算 入 地 方 債	0	0	0	-
③ 流 動 資 産	1,010,902	1,405,854	△ 394,952	△ 28.1
④ 解 消 可 能 資 金 不 足 額	0	0	0	-
事 業 規 模 (b)	2,639,100	2,591,207	47,893	1.8
資 金 不 足 比 率 の 計 算 値 (a/b×100)	△ 22.0	△ 28.5	6.5	
資 金 不 足 比 率	-	-	-	

注 1 資金不足額が△(負の値)の場合は、資金剰余額を表します。

2 資金不足比率の計算値は、資金不足が生じていない場合は、△(負の値)で表示されます。

3 資金不足比率は、資金不足額がないため、「-」と表示しています。

当年度の資金剰余額は5億8,247万2千円となり、前年度より1億5,616万円9千円（21.1パーセント）の減となっています。

前年度に引き続き、資金不足額は発生していないため該当の数値はありませんが、参考として資金不足比率を計算すると、マイナス22.0パーセントとなり、前年度より6.5ポイント上昇しています。

第8 審査の所見

1 健全化判断比率について

当年度の健全化判断比率は、全て早期健全化基準を下回っています。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないため計上されていません。

また、前年度と比べ、実質公債費比率は0.1ポイント、将来負担比率は1.2ポイントそれぞれ下降しています。いずれも早期健全化基準を下回っており、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政の健全性は維持されています。

一方で、生産年齢人口の減少等により市税の大幅な増収が見込めない中、超高齢社会の進行による社会保障費の増加に加え、総合計画はだの2030プランに位置付けている事業の推進や、新たな行政課題への対応などが求められます。引き続き、自主財源の確保と効率的かつ効果的な事務の執行に注意し、健全で持続可能な財政基盤の構築に向けた取組を進められることを期待します。

2 資金不足比率について

当年度は、水道事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足額は発生していないため、両会計の経営状況はおおむね良好であり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政の健全性は維持されています。

今後の施設の耐震化や一斉更新を見据えると、多額の資金需要が見込まれますので、引き続き、財務体質の改善と経営の合理化に取り組み、水道事業会計においては安定的な経営基盤の維持を、公共下水道事業会計においては安定的な経営基盤の構築を推進し、健全な事業経営に努められることを期待します。